

## 放射能の影響にどう対応していくか問われている



福島診療所建設委員会呼びかけ人 佐藤 幸子

5年目の3・11を迎える数日前、私の親しい友人のお父さんが、急性骨髄白血病で緊急入院したとの連絡がありました。

昨年からは少しずつ体調が悪化し自力で歩けなくなったために、病院で治療を受けていましたが、ご家族の見守るなか、入院から僅か1週間で亡くなりました。入院時の白血球は1リットル当たり40万個、亡くなる直前は33万個だったそうです。基準値は3,900～9,800個です。治療に当たった医師も「これまでに見たことのない多さだ」と話していたそうです。

今年2月15日に開催された第22回「県民健康調査」検討委員会のなかで、「避難区域等居住歴のある小児の赤血球、白血球、血小板数の値の変化がない。さらに白血球分画のうち好中球、リンパ球、単球、好酸球、好塩基球に大きな変化がなかったとの結果から、放射線の直接的な影響については、現在のところ確認されていない」と白血病の発症を否定していました。

そうした中間報告を受けてかどうかはわかりませんが、入院した時に友人が医師から真っ先に言われたのは「お父さんの白血病は、放射能の影響ではありませんよ」の一言でした。

現在の日本では、がんの原因を放射能以外に責任転嫁できるくらい、健康を害する物質が氾濫しています。原発容認派からすれば好都合の状況が現代社会です。

専門家は過去のデータを元に判断するかもしれませんが、いま目の前で現実に行っていることが全てを物語っています。原発事故以降、白血病は増えています。その因果関係は数十年後に証明されるかもしれませんが、うやむやにされるかもしれません。医療被ばくや世界各地で行われた核実験など、様々な放射線被ばくの累積の影響がどう出てくるのか。

人類史上初の経験とも言える福島原発事故後の放射能の影響に対して、私たちはどう対応していくのが問われています。

福島診療所建設委員会会計報告（14年10月～15年9月）

支出	収入
人件費 720,000	前年度繰越金 25,873,129
家賃 300,000	基金・募金 18,866,520
旅費交通費 1,232,477	利子 3,118
通信費 614,896	借入 740,000
印刷費 544,700	立替金戻り 440,012
交際費 16,200	
支払手数料 1,791	
事務費 93,946	
税理士報酬 264,600	
診療所融資 17,900,000	
返済 823,086	
次年度繰越金 23,411,083	

## ふくしま共同診療所

【診療科目】 内科・放射線科・循環器科・リウマチ科

【休診日】 毎週水曜日・祝日（月曜午後休診）

【診療時間】 9:30～12:30 / 14:30～18:00

土・日曜日にも診療を行っております

〒960-8068 福島市太田町20-7 佐周ビル1階  
（福島駅西口徒歩5分、福島民報ビル南側）

TEL 024-573-9335 FAX 024-573-9380

<http://www.fukushimacollaborativeclinic.jp/>

SunRise No.10 2016年5月1日発行

福島診療所建設委員会



福島診療所建設委員会

〒960-0662  
福島県伊達市保原町柱田字平84 渡辺 馨  
電話 070-5476-6162  
WEB <http://www.clinic-fukushima.jp>  
E-MAIL [info@clinic-fukushima.jp](mailto:info@clinic-fukushima.jp)

## 共に生きる 共にたたかう

熊本・大分地方を中心とする大震災により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。多くの方が命を失い、家を失い、仕事を失っています。東日本大震災から5年が過ぎた現在でも、17万人（復興庁調べ）をこえる人々が仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされています。今回の熊本・大分地震でも避難者は20万人をこえると言われていいます。いまだに地震が収まる気配を見せないなか、川内原発を稼働し続ける暴挙を許してはなりません。地震で道路やライフラインが寸断されているなかで、原発事故が起きたら避難ができるでしょうか。いますぐ川内原発の稼働を止めなければなりません。

ふくしま共同診療所は被災地・福島の診療所として、すべての被災者の命と健康を守るために活動していきます。生きるために共同し、ともにたたかっていきましょう。

## 被ばく労働の現実に向き合い

### 労働者の命を守る診療所に

ふくしま共同診療所院長

布施 幸彦



### 除染労働者の健康を守る取り組み

原発事故以前から、放射線に関係する仕事に従事している人を守るために、厚生労働省は「電離放射線障害防止規則」（電離則）を定めています。これに則って原発労働者や放射線を扱う医療関係者は仕事をしています。

3・11大震災と原発事故が起こり、厚生労働省は2012年1月1日から「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務に関わる電離放射線障害防止規則」（除染電離則）を施行しました。

現在、福島県内で除染業務に従事している労働者は1万5千人～2万人

と言われ、全国から来ています。日当は1万円前後とのことです。

除染労働者には、除染電離則により半年に1回の電離健康診断が義務づけられています。検査項目は、身体検査及び血液検査です。身体検査の内容としては、眼の白内障の有無、皮膚や爪の変化などを診ます。血液検査では、赤血球数・白血球数・血小板数および白血球百分率（白血球の中身）を検査します。この検査の目的は、放射線被ばくによって白血病など骨髄の障害が